

公益社団法人和歌山県スポーツ協会 トップアスリート育成事業費
(きのくにふるさと選手派遣費補助事業) 補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は公益社団法人和歌山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が本会に加盟する国民スポーツ大会正式競技団体（以下「団体」という。）の実施するトップアスリート育成事業（きのくにふるさと選手派遣費補助事業）に対して補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）で優秀な成績を収めるために、団体が、本県小学校、中学校、高等学校を卒業した選手を支援し、国スポ県予選会へ出場させるために実施するトップアスリート育成事業（きのくにふるさと選手派遣費補助事業）とする。

(対象経費及び補助する金額)

第3条 補助の交付の対象経費等は、次に掲げるとおりとして、補助事業に係る補助する旅費（以下「補助金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 派遣対象の大会は次のとおりとする。

ア 国スポ県予選会

(2) 補助金等は、次により積算する交通費とする。

ア 現住所の都道府県庁所在地を起点とする。

イ 前号アは、起点から和歌山市までとする。

ウ 本会の旅費規程に準じて往復の交通費を支給するものとする。

エ 片道100km以上は特急料金を支給する。

オ 対象人数は、原則として国スポ最大エントリー数を限度とする。

(きのくにふるさと選手の条件)

第4条 補助事業の対象とする選手は、本県小学校、中学校、高等学校を卒業した選手の中から全国で活躍する者のうち、団体から推薦を受け、本会が決定した選手（以下「きのくにふるさと選手」という。）とする。

2 きのくにふるさと選手の条件は次のいずれかを満たす者とする。

(1) 過去2年間で、全日本選手権、国スポ等の全国大会でベスト8以上の成績を有する競技者

(2) 競技団体が特に必要であると判断し、本会と協議の上決定した競技者

(候補者の推薦)

第5条 団体は、前条第2号に該当するきのくにふるさと選手候補者を推薦しようとするときは、次の書類を公益社団法人和歌山県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(1) 推薦について(第1号様式)

(2) 推薦書(第2号様式)

(きのくにふるさと選手の決定)

第6条 会長は、前条の推薦を審査し、きのくにふるさと選手を決定して、第3号様式及び第3号様式の2より団体に、第4号様式によりきのくにふるさと選手に通知するものとする。また、きのくにふるさと選手には振込先調査書(第5号様式)及び請求書(第6号様式)を送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 団体は、補助金等の収支に関する帳簿を備え、関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(事業実績報告書)

第8条 きのくにふるさと選手の決定通知を受けた団体は、きのくにふるさと選手への補助金等の交付を受けようとするときは、次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書(第7号様式)

(2) 実績報告書(第8号様式)

(3) 国スポ県予選会の開催要項及び成績表

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査を行い、交付の決定の内容条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条に規定する通知を受けた団体は、きのくにふるさと選手から提出された請求書(第6号様式)を取りまとめた上、会長に提出しなければならない。また、きのくにふるさと選手が補助金等の交付を受けようとするときは、事前に振込先調査書(第5号様式)を会長に提出しなければならない。

(検査等)

第11条 会長は、補助金等に係る事業の適正を期するため必要があると認めるときは、現地調査書(第9号様式)により、役員または職員に当該事業の実施状況を検査させ、必要な書類、帳簿その他の資料の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助金等の交付を受けたきのくにふるさと選手が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金等交付の目的以外の用途に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月 1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月 1日から適用する。

この要綱は、平成29年9月22日から適用する。

この要綱は、平成30年3月 5日から適用する。

この要綱は、平成31年4月 1日から適用する。

この要綱は、令和 3年4月 1日から適用する。

この要綱は、令和 6年3月 1日から適用する。

この要綱は、令和 6年7月 1日から適用する。

この要綱は、令和 7年6月26日から適用する。